

## お知らせ

## 国民健康保険税の口座振替

## 手続きが銀行印不要に!

国民健康保険税の口座振替手続きが、市の窓口で簡単にできるサービスを10月3日(月)から開始します。キャッシュカードがあれば手続き可能です。

国保年金課・収税課・本納支所で、専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで、口座確認ができるようになります。

口座振替依頼書の記入は従来どおり必要ですが、振替開始が最短当月末、遅くとも翌月末となり(従来は早くても翌々月末振替開始)、開始までの期間が省略できます。

※金融機関でのお申し込み方は従来と変わりません。

## ◆対象金融機関

千葉銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、銚子信用金庫、房総信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

☎ 国保年金課 (2階)  
☎ 20 1503、FAX 20 1600

## 収税課 (2階)

☎ 20 1578、FAX 20 1609

## 国民年金保険料のお支払い

## は、お得な「前納割引」で!

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の平成28年度の1カ月あたりの保険料は1万6260円です。

国民年金保険料を、まとめて前払い(前納)すると割引があります。

例えば、10月分から3月分の保険料を10月末までに前納すると9万7560円のところ、9万6770円(790円割引)、付加保険料で9万9960円のところ、9万9150円(810円割引)となり、お得です。ただし、納付するには前納用の納付書が必要となります。すでにお持ちであればそのままお使いいただけますが、お手元がない方は千葉年金事務所 ☎ 043(242)6320へご連絡ください。

※口座振替の場合は、割引額が異なります。

☎ 国保年金課 (2階)  
☎ 20 1503、FAX 20 1600

## 介護施設見学会を開催します

介護職の理解を深め、介護人材の確保を図るため、就職希望者を対象に、施設見学会を実施します。

期日 10月18日(水)、26日(火)  
時間 8時50分市役所1階受付前集合、9時30分施設見学、12時30分頃終了予定  
場所 市内特別養護老人ホーム/申込方法 氏名(ふりがな)・住所・電話番号・参加希望日を明記の上、高齢者支援課にメールまたはFAXにてお申し込みください。

## ☎ 高齢者支援課 (2階)

☎ 20 1572、FAX 20 1610

✉ kourei@city.mobarachiba.jp

## 違反建築防止週間

10月15日(土)～21日(金)

新築する時や増改築する時はもちろん、現在ある建築物についても建築基準法に適合しているか建築士と相談し、安全な建築物づくりと住みやすい街づくりを心がけましょう。この期間中、「一斉公開建築パトロール」が実施されます。

☎ 固建築課 (8階)  
☎ 20 1588、FAX 20 1606

## 10月1日は浄化槽の日です

浄化槽の機能維持のために次のことが浄化槽法で義務付けられています。

## ○保守点検(年3回以上)

機器の調整や補修、消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための点検。

・保守点検は千葉県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。

## ○清掃(年1回以上)

浄化槽の機能低下や悪臭の原因となる汚泥などの抜き取りと清掃。

・清掃は長生郡市広域市町村圏組合の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

## ○法定検査(年1回)

浄化槽の維持管理が適切に行われ、正常に機能しているかを確認するための検査。

・法定検査は(公社)千葉県浄化槽検査センター(043・246・6283)に申し込み受検してください。

## ◆合併浄化槽への切り替え

浄化槽には、トイレからの排水だけを処理する単独処理浄化槽と、トイレや台所、風呂

場などから出るすべての排水を処理する合併処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している方は、環境への負荷を減らすため、合併処理浄化槽に切り替えましょう。

## ◆合併処理浄化槽の設置補助

市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、その設置費用の一部を助成しています。補助の要件等、くわしくは設置工事の前にお問い合わせください。

## ◆補助金額

・単独処理浄化槽からの転換  
☎ 39万円  
・くみ取り便槽からの転換  
☎ 31万円

## ☎ 環境保全課 (6階)

☎ 20 1504、FAX 20 1604

## 千葉県最低賃金が改正

平成28年10月1日から

時間額 842円

(従来の817円から25円引上げ)

お問い合わせは、  
千葉労働局労働基準部賃金室  
☎ 043(221)2328  
※24時間テレホンサービス  
☎ 043(221)4700へ。